

## 建設事業の労働時間等に関する説明会を実施しました！

～土浦労働基準監督署、龍ヶ崎労働基準監督署、雇用環境・均等室～

令和5年10月27日



◀「建設事業の時間外労働の上限規制」について説明する土浦労働基準監督署 職員

▼左下  
「年次有給休暇」「時間外労働の割増賃金率の引き上げ」等について説明する龍ヶ崎労働基準監督署 職員

右下▼  
「労働施策総合推進法」及び「改正育児・介護休業法」について説明する雇用環境・均等室 職員



働き方改革関連法による労働基準法の改正により、令和6年4月から、建設事業者に時間外労働の上限規制が適用されますが、この適用開始まで1年を切りました。

それを受けて、このたび土浦労働基準監督署と龍ヶ崎労働基準監督署では建設事業者を対象とした説明会を合同で実施しました。

土浦労働基準監督署の担当者から「建設事業の時間外労働の上限規制」、龍ヶ崎労働基準監督署の担当者から「年次有給休暇」「時間外労働の割増賃金率の引き上げ」等について、雇用環境・均等室担当者からは「労働施策総合推進法及び改正育児・介護休業法」の説明をしました。

土浦労働基準監督署及び龍ヶ崎労働基準監督署、並びに雇用環境・均等室では引き続き連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

### 【お問い合わせ先】

- 改正労働基準法等の改正内容、労働時間に関する法制度について

土浦労働基準監督署 電話：029-821-5127  
龍ヶ崎労働基準監督署 電話：0297-62-3331

- 労働施策総合推進法及び改正・育児介護休業法について

雇用環境・均等室 電話：029-277-8295